浄水場発生土の分析結果(平成27年度)

土壌汚染に係る環境基準項目

	項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化施設
	カドミウム	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
	全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
	有機燐	mg/L	検出されないこと	-	-	-	ı	-	-
	鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
	六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-
	砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
	総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	ı	-	-
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	ı	-	-
	PCB	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	ı	-	-
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	ı	-	-
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	ı	-	-
溶	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-
ж	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	ı	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	ı	-	-
試	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	ı	-	-
験	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	ı	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	ı	-	-
	チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-
	シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	ı	-	-
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	ı	-	-
	セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-
	ふつ素	mg/L	0.8以下	-	-	-	ı	-	-
	ほう素	mg/L	1以下	-	-	-	ı	-	-
	鉄	mg/L	-	<0.01	0.028	<0.01	0.022	<0.01	-
	マンガン	mg/L	-	0.35	2.2	3.7	0.58	1.7	-
	アルミニウム	mg/L	-	0.16	0.14	0.19	0.48	0.38	-
含除左	砒素	mg/kg	15未満	-	-	-	1	-	-
5中4日	銅	mg/kg	125未満	-	-	-	-	-	-

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準項目

	項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化施設
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	-	-	-	-	-	-
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	-	-	-	-	-	-
	シアン化合物	mg/kg	50以下	-	-	-	-	-	-
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	-	-	-	-	-	-
含	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	-	-	-	-	ı	-
有	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	-	-	-	-	-	-
試	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	-	-	-	-	-	-
験	ふつ素及びその化合物	mg/kg	4,000以下	-	-	-	-	ı	-
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4,000以下	-	-	-	-	-	-
	鉄	mg/kg	-	3,110	22,000	4,710	12,800	7,780	-
	マンガン	mg/kg	-	256	1,620	1,170	3,310	1,540	-
	アルミニウム	mg/kg	-	143,000	87,000	161,000	78,000	200,000	-

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準項目

項目	単位	基準値	名護浄水場	久志浄水場	石川浄水場	北谷浄水場	西原浄水場	海水淡水化施設
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	_	3.4	-	8.6	1.1	-

^{*} 平成27年度浄水場発生土の溶出及び含有検査業務委託(受託者:株式会社沖縄環境保全研究所)

- (備考)
 *1 土壌の汚染に係る環境基準について{平成3年8月23日環境庁告示第46号(平成22年6月16日第37号改正)}
 *2 不検出(検出されないこと)とは、定量下限値未満であることを示す。
 シアン化合物:0.1(mg/L)、有機りん化合物:0.1(mg/L)、パリ塩化ビフェニル0.0005(mg/L)
 *3 土壌汚染対策法施行規則{平成14年12月26日環境省令第29号(平成23年7月8日第13号改正)}
 *4 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準
 {平成11年12月27日環境庁告示第68号(平成21年3月31日環境省告示第11号改正)}